

福島県行財政改革推進本部会議次第

日 時 平成25年6月10日（月）
10:00～10:20
（災害対策本部員会議終了後）
場 所 第一特別委員会室

1 開 会

2 議 題

復興・再生に向けた行財政運営方針に基づく平成24年度における
主な取組状況について

3 閉 会

福島県行財政改革推進本部会議 席次

日時:平成25年6月10日 10:00～10:20
(災害対策本部員会議終了後)

場所:第一特別委員会室

村 知 内
田 堀
副 副
知 知
事 事 事

	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
警察本部長	<input type="checkbox"/>			教育長
直轄理事	<input type="checkbox"/>			総務部長
企画調整部長	<input type="checkbox"/>			生活環境部長
保健福祉部長	<input type="checkbox"/>			商工労働部長
農林水産部長	<input type="checkbox"/>			土木部長
会計管理者	<input type="checkbox"/>			企業局長
病院局長	<input type="checkbox"/>			避難地域復興局長
文化スポーツ局長	<input type="checkbox"/>			観光交流局長
議会事務局長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	監査委員局長
		事人策原担子事 務事担子育務 委員当力当て員 局員当損理支局 員理事害害理支員 長会事対事援長会		
				総務部政策監
				総務部次長
				行政経営課長
				財政課長
				市町村行政課長
				職員研修課長
				人事課長
				財産管理課長
				市町村財政課長
				広報課長
				復興・総合計画課長
				避難地域復興課長
				文化復興課長

**復興・再生に向けた行財政運営方針
《平成24年度における主な取組状況》
(案)**

平成25年 月

福島県行財政改革推進本部

目 次

I	視点1：復興を支える財源の確保と財政健全性の確保	1
1	自主財源の確保	
2	国からの復興財源確保	
3	原子力損害賠償金の確保	
4	財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査	
II	視点2：復興を加速させる執行体制の強化	4
1	復興・再生を着実に推進するための体制整備	
2	復興・再生に向けた人員の確保	
3	復興・再生を担う人材の育成	
4	多様な主体との協働の推進	
III	視点3：復興を進める市町村との連携強化	12
1	復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携	
2	市町村の行政運営に対する人的支援等	
3	復興・再生に向けた取組に対する支援の充実強化	
4	市町村の財政運営に対する支援	
IV	その他の取組	19
1	分かりやすく積極的な情報の発信	
2	継続的な行財政改革への取組	

I 視点1：復興を支える財源の確保と財政健全性の確保

【基本的方向性】

① 復興財源の確保

復興・再生を着実に進めていくため、長期的かつ安定的な財源の確保を図ります。

② 財政健全性の確保

非常に厳しい財政状況にあっても、必要な事業については適時適切に実施しながら、将来にわたる財政の健全性を確保していきます。

【平成24年度取組状況及び今後の取組の方向性】

1 自主財源の確保

(1) 財源捻出等による歳入確保

◇歳入の確保

内部管理経費の節減や事務事業の見直しを行うとともに、県債や基金の活用等により歳入の確保に努めました。

- ・ 事務事業の抜本的な見直し等 46 億円 (H25 当初予算ベース)
- ・ 原子力災害等復興基金の活用 1,408 億円 (")
- ・ 県債の更なる活用 113 億円 (") ほか

◇県有財産の活用

歳入確保を図るため、未利用財産の処分を進めるとともに、県有財産を有効活用した広告事業や行政財産の貸付を公募により行いました。

- ・ 未利用財産の処分 9 件 99 百万円
- ・ 広告事業、貸付 27 件 32 百万円

(2) 県税収入の確保

◇個人県民税徴収対策の実施

県税全体の未納繰越額の約 7 割を占める個人県民税について、賦課徴収権を委任する各市町村との連携を深めるため、地域ごとに滞納整理推進会議を開催し、各地域の実情を踏まえた個人県民税徴収対策を実施しました。

- ・ 市町村と協議の上直接徴収した個人住民税 2,652 件、69,083 千円

◇福島復興再生特別措置法に基づく課税の特例制度の周知広報

企業の設備投資や雇用機会の拡大等、税源の涵養に結びつけるため、福島復興再生特別措置法に基づく課税の特例制度の周知広報に努めました。(県 HP への掲載、県及び関係団体が開催する会議、催事での PR 等)

《今後の取組の方向性》

- 引き続き、あらゆる手段による歳入の確保に努めます。
- 県税収入の確保を図るため、個人県民税徴収対策を一層推進するとともに、福島復興再生特別措置法に基づく課税の特例制度を適正に運用します。

2 国からの復興財源確保

(1) 復興・再生を推進するための財源措置の要求

◇震災復興特別交付税等の確保

国に対し、あらゆる機会を通じて、震災復興特別交付税を始め、震災からの復興・再生に必要な財源措置を求め、震災復興特別交付税について通常分とは別枠で確保されました。

- ・ 震災復興特別交付税 H24年度 914億円（交付決定ベース）
H25年度 583億円（当初予算ベース）

◇原子力災害からの福島復興再生協議会における長期的かつ安定的財源確保の要望

「原子力災害からの福島復興再生協議会」において、国に対し、福島県復興再生特別措置法及び福島復興再生基本方針等に基づく除染やインフラ整備、産業振興等に関する施策について、長期的かつ安定的な財源の確保を随時要望しました。

- ・ 協議会の開催実績 3回

(2) 新たに生ずる課題への財源確保

◇新たな交付金の創設

国に対して原子力発電所事故の影響からの回復と復興を目的とする交付金の創設等を要望し、福島原子力事故影響対策特別交付金を始めとした本県独自の新たな交付金が創設されました。

- ・ 福島独自の新たな交付金の創設（国のH25当初予算に計上）
福島定住等緊急支援交付金（100億円）
長期避難者生活拠点形成交付金（503億円）
福島原子力事故影響対策特別交付金（35.5億円）

《今後の取組の方向性》

- 復興・再生を推進するとともに新たな課題に対応するため、引き続き、国に対して必要な財源措置を求めています。

3 原子力損害賠償金の確保

◇原子力損害賠償金の請求

平成 23 年度一般会計分の損害（財物損害を除く。）を取りまとめ、平成 24 年 7 月 6 日に東京電力に対し損害賠償請求を行いました。

また、下水道事業、工業用水道事業及び病院事業に受けた損害について東京電力に賠償請求し、平成 23 年度及び平成 24 年度の一部について支払いを受けました。

- ・ 平成 23 年度一般会計分請求額 6,324,994,195 円
- ・ 下水道事業請求総額 4,620,794,152 円（受領額 1,910,032,388 円）
※24 年度請求分については、現在審査中のため支払われていない。
- ・ 工業用水道事業請求総額 1,369,175 円（受領額 1,369,175 円）
- ・ 病院事業請求総額 995,658,931 円（受領額 985,010,932 円）

◇財物損害に関する賠償請求の準備

避難指示区域見直しの状況や、東京電力が作成した財物賠償の基準を見極めつつ、県有施設に係る財物損害に関する賠償請求の準備を進めました。

《今後の取組の方向性》

- 引き続き、東京電力に対し、本県が被った損害の全額賠償と早期の支払いを求めていきます。

4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査

◇事務事業の見直し

平成 25 年度当初予算において、限られた財源を効果的に活用していくため、予算主管課長会議やヒアリング等を通じて、徹底した事務事業の見直しを行いました。

《今後の取組の方向性》

- 全ての事業について必要性、優先度及び費用対効果の観点から十分検証を行うとともに、部局横断的な事業の構築と効果的・効率的な執行について徹底を図ります。

Ⅱ 視点２：復興を加速させる執行体制の強化

【基本的方向性】

① 新たな行政課題への的確な対応

長期避難者等の生活拠点を始め、長期化する原子力災害への対応など、復興を進めていく中で生じる新たな行政課題に対して的確に対応していきます。

② 増大する事業に対応した執行体制の強化

復興・再生に係る事業の本格化に伴い、事業量の大幅な増加が見込まれることから、必要な人員の確保・育成を図るとともに、復興・再生に係る事業に重点的に人員を配置するなど執行体制の強化を図ります。

③ 県民やNPO、企業等と一体となった復興への取組

復興・再生に向けては、全ての力を結集し、取り組んでいく必要があることから、多様な主体との連携・協働を図る仕組みや体制づくりを進めるとともに、アウトソーシングの推進や外部人材の活用などに取り組めます。

【平成24年度取組状況及び今後の取組の方向性】

1 復興・再生を着実に推進するための体制整備

◇組織改正

復興・再生を進めていく中で生じる新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するとともに重点プロジェクトなど復興計画に掲げる事業を着実に推進するため、次のとおり組織改正等を行いました。

(平成24年6月15日付け組織改正)

- ・ 双葉郡等からいわき市への避難者に係る支援の強化（相双保健福祉事務所いわき出張所の新設）

(平成25年4月1日付け組織改正の主な内容)

- ・ 長期避難者等の生活拠点整備に向けた組織体制の強化（生活拠点課の新設）
- ・ 環境創造センター（仮称）の整備に向けた組織体制の強化（環境創造センター整備推進室の新設）
- ・ 医療福祉機器関連産業集積に向けた推進体制の強化（医療関連産業集積推進室の新設）
- ・ 環境放射線モニタリング体制の強化（放射線監視室の新設）
- ・ 県民健康管理体制の強化（健康管理調査室の執行体制を強化し、県民健康管理課へ改編）
- ・ 富岡土木事務所の組織体制の強化（復旧・復興課の新設）

◇新生ふくしま復興推進本部の設置

総合計画・復興計画の改定、復興に向けた市町村との連携・協働の更なる推進、福島特措法の改正や福島復興再生総局の設置など国の復興体制の強化等に対応し、全庁一体となって復興を加速させることを目的に「新生ふくしま復興推進本部」を設置しました。（H25.3.11 設置）

◇組織改正（警察本部）

震災に伴う社会情勢・治安情勢の変化に対応できる県警察を構築するため、双葉署等沿岸被災署の体制を強化するなど、震災復興に向けた警察活動を支える組織体制を整備しました。

《今後の取組の方向性》

- 新生ふくしま復興推進本部の下、全庁一体となって、復興・再生の着実な推進を図るとともに、新たに生じた行政課題に的確に対応するため、不断に組織体制等の見直しを図ります。
- 増大する復興・再生事業を適切に執行するため、各種法令等に則った迅速かつ確実な業務の執行に努めるとともに、チェック機能の確保や財務事務の適正化に取り組んでいきます。

2 復興・再生に向けた人員の確保

(1) 必要な人員の確保と重点的配置

◇職員定数条例の改正

東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興事業の着実な推進のため、福島県職員定数条例、福島県教育関係職員定数条例を一部改正し、執行体制の強化を図りました。

- ・ 職員定数（知事部局） 300人増員（5,512人→5,812人）
（教育庁） 35人増員（397人→432人）

◇必要な人員の確保

平成25年度に向けて正規職員や任期付職員の採用により職員を大幅に増員したほか、引き続き、他県等応援職員の受入れを行うなど必要な人員の確保に努めました。

- ・ H25 正規職員（知事部局） 59人増員（うち前倒し採用18人（H25.1.1付け））
- ・ H25 任期付職員（知事部局） 139人増員（市町村派遣者29人を含む。）
※H25.4.2以降採用予定者を含む。
- ・ 任期付職員の採用職種の拡大（行政事務・土木・建築に加え、工業化学・農業土木・保健師を追加。）
- ・ 他県等応援職員受入数 H24 決定数 230人（40団体）
H25 決定数 220人（44団体）

◇必要な人員の確保（警察本部）

震災に伴う警察官の緊急増員として、平成24年度は350人が増員されたことを受け、震災復興に向けて重点的に配置しました。

また、震災復興に向け、新たな警察業務の発生、または業務負担が高い所属について、定数配分基準を見直し、優先的に人員を配置しました。

- ・ H25 緊急増員数295人、通常増員数12人

◇必要な人員の確保（教育委員会）

サテライト校や多くの転入学生徒を受け入れた高等学校において教員を臨時的に配置したほか、大震災で被災した児童生徒等の心のケアのため、県内の小中学校等にスクールカウンセラーを配置するなど必要な人員の確保を図りました。

また、教職員の加配を国へ要求し、県外に避難している児童生徒を始めとする被災した児童生徒の心のケアや学習支援、臨時休業中の学校が再開する場合の教員確保のため活用しました。

- ・ 臨時的教員配置数 高等学校 12校、37人
- ・ スクールカウンセラー配置 対象 36校増（中学校については全校配置）

(2) 国等への働き掛け

◇国や全国の都道府県等に対する人員確保等に係る要請の実施

本格化する復興・再生事業を着実に推進していくため、全国の都道府県等に対して引き続き職員派遣の要請を行いました。

また、国に対し、機会を捉え、復興に向けた人材確保についての要望を行いました。（国や独立行政法人からの中長期的な職員派遣、職員受入経費等の震災復興特別交付税での措置、民間企業等職員の受入制度の創設）

（要請活動等の内容）

- ・ 全国知事会議における職員派遣要請（5月・7月・11月）
- ・ 被災3県総務部長合同要望（H24.11.20実施）
- ・ 自治法派遣要請訪問（各都道府県等／H24.11.16～12.14）

（主な結果）

- ・ H25 他県等応援職員受入決定数 220人（44団体）【再掲】
- ・ 職員受入経費等の震災復興特別交付税措置の継続
- ・ 民間企業等職員の受入に関する仕組みの整備

(3) 職員採用の見直し

◇職員採用試験の見直し等

復興・再生を担う有為な人材の確保を図るため、受験資格の見直しや民間等職務経験者の採用拡充等を行いました。

- ・ 受験資格 大卒程度の受験年齢上限を29歳未満から35歳未満へ引き上げ（H26年度採用から）
- ・ 民間等職務経験者採用 H24：2人（行政事務）
H25：15人（行政事務6人、土木9人）
- ・ 合格発表日の前倒し

《今後の取組の方向性》

- 引き続き様々な方策により必要な人員の確保に努めるとともに、復興・再生に係る事業等へ重点的に配置していきます。
- 本県の復興・再生を担う有為な人材の確保に向け取り組んでいくとともに、専門性を有する技術職員等確保が困難な人材について、その確保に重点的に取り組んでいきます。

3 復興・再生を担う人材の育成

(1) 職員研修の充実

◇新採用職員の育成

新採用職員一人に対して、相談相手となる先輩職員をサポート職員として配置し、職務や職場生活全般に関してマンツーマンで相談に応じる「新採用職員サポート制度」を導入し、平成25年度の実施について周知しました。

また、「新採用職員サポート制度」の円滑な導入を図るため、新採用職員の効果的なOJT（職場内研修）の推進の一助として「新採用職員育成の手引き」を作成しました。

◇専門性を有する技術職員（土木職）の育成

専門性を持った技術職員を育成するため、土木技術職員の専門研修について業務増大に対応した必要性の高い内容に絞って実施するとともに、新たに除染、復興まちづくりに関する研修内容を追加したほか、任期付職員を対象としたコースを新設するなど見直しを行いました。

大震災等の大規模災害における公共土木施設に係る復旧・復興事業への対応を記録、保存、発信するため業務発表会を実施したほか、各建設事務所では現場見学会等を実施しました。

◇職員の意識高揚

職員の一層の意識高揚を図るため、知事・副知事と若手職員との懇談や管理職員に対する研修を実施しました。

- | | | | |
|--------------------|------|--------|------|
| ・ 採用2年目職員と知事との懇談会 | 開催回数 | 1回、参加者 | 56人 |
| ・ 副知事と若手職員とのふれあい談義 | 開催回数 | 2回、参加者 | 19人 |
| ・ 新任管理者特別研修 | 開催回数 | 1回、受講者 | 112人 |
| ・ 本庁・出先機関管理者研修会 | 開催回数 | 8回、受講者 | 480人 |

(2) 専門性を持った人材の育成

◇民間企業や大学院等への派遣研修

専門性を持った人材を育成するため、民間企業や大学院等への派遣研修を検討し、職員の派遣を決定しました。

- | | |
|------------------------------------|----|
| ・ H25年度 政策研究大学院大学（防災・復興・危機管理プログラム） | 1人 |
| 三井物産株式会社（環境・新エネルギー事業部） | 1人 |

(3) 組織目標の明確化と育成型人事評価制度の確立

◇人事評価制度導入に向けた取組

「新たな人事評価制度」導入に向けて職員の意識を高めるため、職員研修ニュースレターや管理者研修会等で制度の周知を図りました。

- ・ 職員研修ニュースレターでの制度周知 8回
- ・ 新任管理者特別研修 開催回数 1回、受講者 112人【再掲】

《今後の取組の方向性》

- 引き続き職員研修の充実や専門性を持った人材の育成に取り組んでいきます。
- 復興・再生に向け職員一丸となって取り組んでいくため、職員の一層の意識高揚に努めていきます。

4 多様な主体との協働の推進

(1) 協働を推進する仕組みや体制づくり

◇民間企業等との包括連携協定締結

民間企業等と包括連携協定を締結し、相互の連携を強化するとともに、地域の活性化や県民サービスの向上を図りました。

- ・ H24. 12. 19 株式会社東邦銀行と包括連携協定を締結
- ・ H25. 1. 29 学校法人同志社と包括連携協定を締結
- ・ H25. 2. 14 公益社団法人こども環境学会と包括連携協定を締結

◇地域活動団体等と一体となった地域づくり

地域活動団体等と行政等が行う、地域課題の解決を図ることを目的とした先駆的な協働モデル事業に対して補助金を交付し、民と官のパートナーシップによる地域づくりを支援しました。

また、地域活動団体等の自立的な活動を継続するための財政基盤や運営体制の整備、業務遂行能力や企画提案能力の向上等を支援する各種講座の開催や情報提供などの取組を行いました。

(平成 24 年度地域活動モデル支援事業)

- ・ 採択事業数 89 事業

(平成 24 年度地域活動団体等の活動基盤支援事業)

- ・ 寄附・融資増進サポート事業 (ファンドレイジングセミナー、寄附金講座等)
- ・ マネジメント・財務支援等サポート事業 (マネジメント講座、パソコン会計講座、専門家派遣等)
- ・ 地域協働ネットワーク支援事業 (意見交換会、交流会、アンケート調査等)

◇総合計画（ふくしま新生プラン）策定における連携

総合計画（ふくしま新生プラン）策定に当たり、県内7方部で地域懇談会を開催し各地域における意見を直接伺ったほか、県内小中学生を対象に作文・絵画コンクールを実施するなど県民との協働に努めました。

- ・ 地域懇談会 7地域で延べ9回開催、意見総数 119 件、参加者 75 人
- ・ 作文 1,860 作品（中学校 55 校）、絵画 179 作品（小学校 50 校）

◇県産農産物の安全・安心確保における連携

県産農産物の安全性と消費者の信頼を確保するため県内の関係団体や流通関係者とともに「ふくしまの恵み安全対策協議会」を設立し、米や園芸品目の放射性物質の検査体制を構築したほか、その結果をわかりやすく消費者等に提供しました。

- ・ 米の全量全袋検査 検査機器整備 199 台、検査数 1,030 万点
- ・ 園芸品目の検査 検査機器整備 103 台、検査数（野菜 10 品目）1,391 点
（果樹 3 品目）11,896 点

(2) アウトソーシングの推進

◇公共事業における発注者支援業務委託の活用

復興・再生事業など大幅な業務量の増加により不足する技術者を補うため、発注者支援業務委託を活用し、設計図書を作成や現場監督の一部を委託しました。

- ・ 発注者支援業務委託の実施： 工事等 9 件、除染 6 件

◇業務執行体制の効率化に向けたより一層のアウトソーシングの推進

復興・再生に向け、増大する業務に対応するため、定型的業務などアウトソーシングの可否について検討を行い、外部委託等を進めました。

（主な外部委託化の事例）

- ・ 農産物の放射線モニタリングの検体採取・運搬・前処理等業務
- ・ 補助金や奨学金等に係る受付、審査業務等

(3) 専門的な知識を持った人材の活用

◇外部専門家の活用（アドバイザー等）

外部専門家をアドバイザーに委嘱するなど専門的知識を有する人材の活用を図りました。

- ・ 放射線等の専門家で構成する「放射線と健康」アドバイザーリーグループ（16 人）を設置し、市町村に対する助言や講演会への講師派遣等に活用しました。
市町村への助言等 26 回、講演会等への講師派遣 38 回 等
- ・ 復興まちづくり会社等を支援するため、専門家を派遣する事業を実施しました。
1 町に専門家 2 人（都市計画、地域づくり）を派遣
- ・ 除染モデル実験を実施するに当たり、2 人の大学教授を除染アドバイザーとして委嘱しました。

◇外部専門家の活用（審査会、検討会等への参画）

審査会や検討委員会、研究会等において専門家等から助言をいただきました。

- ・ 県民健康管理調査について助言を得るため、外部の専門家からなる検討委員会を開催しました。
- ・ 環境創造センター整備に係る基本構想策定に当たり外部有識者による検討委員会を設置し、意見をいただきました。
- ・ 医療機器開発・安全性評価センター（仮称）の整備に向け、全国の業界団体や学術団体、国、県による有識者会議を設置し、意見をいただきました。

◇大学等との共同研究の実施

農林水産物の放射性物質対策に当たり、大学教授等の外部専門家をアドバイザーに委嘱するとともに、県の農林水産関係の各試験研究機関と大学等が共同して、農林水産物に係る放射性物質対策に必要な試験研究を実施しました。

- ・ 共同研究の相手先 8件

◇IAEAとの連携

本県の環境回復に向けて、世界の英知を結集して取り組む必要があることから、国際原子力機関（IAEA）の研究機能誘致に向けて取組を行いました。

- ・ H24. 8. 31 本県と IAEA との協力プロジェクト実施を合意
- ・ H24. 12. 15 本県と IAEA との間の協力に関する覚書締結

◇福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会の設置

平成 24 年 12 月 7 日に、原子力工学、機械工学、放射線防護等様々な分野の専門家 13 名と関係 13 市町村で構成する「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」を設置し、原子力発電所の廃炉に向けた中長期ロードマップに基づく国と東京電力の取組を確認しています。

- ・ 第 1 回 会議（H24. 12. 26）、第 2 回 福島第一原発の現地調査（H25. 2. 5）

◇除染事業の実施における連携

原子力学会と連携し、仮置場や除染に対する住民理解を促進するための地域対話フォーラムを開催するとともに、市町村の求めに応じて住民説明会等へ専門家を派遣するほか、環境省と共同で設置した除染情報プラザにおいて、専門家ボランティアの登録を行い、地域のニーズに応じて専門家の派遣を行いました。

- ・ 除染の推進に向けた地域対話フォーラムの開催：5回
- ・ 住民説明会等への専門家派遣：44回
- ・ 除染情報プラザにおける専門家ボランティアの登録数：80名

《今後の取組の方向性》

- 地域住民、企業、NPO 法人等の多様な主体が地域の課題についての認識を共有し、協働して課題解決に取り組む体制づくりを進めます。
- 引き続き個々の事業についてアウトソーシングの可否を検討し、定型的業務等については外部委託化を進めるなど、より一層アウトソーシングを推進し、効果的な業務執行体制の構築を図ります。
- 新たな課題に対応するため、引き続き専門的知識を有する人材の活用を図るとともに、研究機関等との一層の連携強化を図っていきます。

Ⅲ 視点3：復興を進める市町村との連携強化

【基本的方向性】

① 市町村と一体となった復興への取組

長期避難者等の生活拠点の整備や復興・再生に係る事業の円滑な推進など市町村が当面する様々な行政課題に連携して取り組みます。

② 市町村における執行体制等の強化

復興・再生に係る事業へ対応するため、必要な人員の確保など市町村の執行体制等の強化に連携して取り組みます。

③ 市町村における復興財源と財政の健全性の確保

復興・再生に係る事業を着実に進めていくため、長期的かつ安定的な財源の確保を図るとともに、自主財源の状況にも十分配慮しながら、将来にわたり財政の健全性を確保していきます。

【平成24年度取組状況及び今後の取組の方向性】

1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携

◇国と県・避難市町村との協議等

国と県・避難指示区域等にある市町村との協議の場を、大臣・首長又は実務者のレベルで設定し、国に対する必要な施策等に係る要望や関係機関等との調整を総合的に実施しました。

- ・ 国と県・避難市町村との協議等 24回
- ・ 「福島復興再生基本方針」(H24.7.13閣議決定)への避難地域の意見の反映
- ・ 国による財物等に係る賠償基準の公表(H24.7.20)
- ・ 避難地域の復興へ向けた「グランドデザイン」を国の取組方針として公表(H24.9.4)

◇長期避難者等の生活拠点整備実現に向けた協議

長期避難者等の生活拠点整備の実現に向け、関係自治体との意見交換等を通じて状況を把握し、課題を整理した上で、国とも連携しながら、避難元自治体など関係自治体と事務的な協議を行いました。

- ・ 避難元自治体など関係自治体との事務的な協議：10回
- ・ 県営復興公営住宅500戸の整備に着手(いわき市、郡山市、会津若松市)
- ・ 全国統一した届出避難場所証明書を実現(H24.12.19総務省が取扱い明示)

◇国と連携した市町村訪問の実施

避難解除等区域復興再生計画に市町村の求める施策やプロジェクトを反映させることや、各市町村からの要望などに対して現実的かつ迅速な対応を図るため、県と国が協働して各市町村を訪問し協議を実施しました。

- ・ 国と連携して市町村を訪問した回数 30回
- ・ 警戒区域内特別通過交通の実現（H24.12.14施行）
国道6号、国道288号～県道251号～国道6号、県道36号～県道35号
- ・ 避難解除等区域復興再生計画（H25.3.19内閣総理大臣決定）に市町村の求める施策を反映

◇各市町村長と知事との意見交換の実施

福島県復興計画及び総合計画の見直し等の参考とするため、首長から各地域が抱える様々な課題や実情を伺い、復興・再生を進める上で解決しなければならない課題等に対する認識を共有するとともに、地域ごとの復興に向けた具体的施策等について意見を伺いました。

- ・ 開催テーマ 「地域の復興・再生に向けた取組等について」
- ・ 開催地域 県北地域、県中地域、県南地域、会津地域及び南会津地域
※ 相双地域及びいわき地域は、知事が市町村を個別に訪問。

《今後の取組の方向性》

- 市町村が当面する様々な行政課題の解決に向け、引き続き市町村と連携して取り組んでいきます。

2 市町村の行政運営に対する人的支援等

(1) 県から市町村に対する職員派遣等

◇県任期付職員の派遣

県において任期付職員を採用し、被災市町村へ派遣する取組を平成25年4月から開始するため、公募、選考を行いました。

- ・ 任期付職員市町村派遣数 29人（土木9人、建築6人、保健師11人、行政事務3人）

◇市町村の人員確保に向けた支援等の取組

被災市町村における職員確保対策について協議する被災市町村職員確保等連絡会議において、不足する職員の確保に向けた支援策について協議を行うとともに、自団体での人員確保について助言を行いました。

また、市町村OB職員等の活用を図るため、総務省を通じOB職員の情報提供を行い、職員が不足する被災市町村とのマッチングを行いました。

- ・ 被災市町村職員確保等連絡会議 3回開催
- ・ OB職員を採用するための合同面接会（東京都内） 1回開催

◇市町村駐在職員の配置

避難指示区域等にある 11 市町村に常駐の駐在員を配置し、関係地方振興局等に配置した担当者と連携し、市町村の意見・要望収集、必要な助言及び県・国との連絡調整を行いました。

- ・ 市町村駐在員等を介して市町村から寄せられた要望等への対応件数 65 件

◇国・県の技術職員（農業土木）の派遣

津波被災農地や公共農業施設等の災害復旧事業を実施するに当たり、市町村へ県の技術職員（農業土木職）を派遣するほか、国等の技術職員の派遣に係る調整を行いました。

- ・ 県職員の派遣（出張） 2 市町 8 人
- ・ 国等の職員派遣 7 市町 21 人（4,702 日）

(2) 国や全国市町村等への職員派遣要請

◇他の地方公共団体等からの職員派遣

被災市町村において不足する職員の確保に向け、国に対し、総務省や林野庁を通じた他の地方公共団体からの支援に加え、国や独立行政法人からの中長期的な人的支援の要請を行いました。

（要請活動等の内容）

- ・ 都道府県、市長会、町村会等への人的支援要請訪問（H24. 8. 16～27）
- ・ 自治法派遣要請訪問（各都道府県等／H24. 11. 16～12. 14）【再掲】
- ・ 被災 3 県総務部長合同要望（H24. 11. 20 実施）【再掲】
- ・ 総務省と合同の自治法派遣要請訪問（H24. 12. 12～13）

（主な結果）

- ・ H24 実績 東日本大震災：177 人 新潟・福島豪雨災害：2 人
- ・ H25 実績 東日本大震災：207 人（H25. 5. 1 現在）

◇双葉消防本部への人的支援要請

双葉消防本部への人的支援について消防庁、県市長会、県町村会に対し、協力要請を行いました。

- ・ 消防庁から全国消防長会への協力要請がなされ、全国から 195 人（H25. 4 から半年間延べ人数）の職員派遣が実現。

《今後の取組の方向性》

- 市町村の執行体制確保に向け、市町村自らによる人員確保を促すとともに、引き続き様々な方策により人的支援に取り組んでいきます。

3 復興・再生に向けた取組に対する支援の充実強化

(1) 計画策定への対応

◇市町村の各種計画策定に当たっての県職員の参画

市町村の各種計画策定に当たり県職員が参画し、助言等を行いました。

- ・ 避難指示区域等にある市町村の復興計画策定に当たり県職員が委員会の委員、オブザーバー、事務局として参画し助言を行いました。(3町村)
- ・ 復興まちづくり計画策定に当たり県職員が事務局会議に出席し助言を行いました。(3町)
- ・ 水産業の復興に向け、沿岸市町の復興に係る検討会に県職員を派遣し、助言を行いました。(3市町)

(2) 事業執行への対応

◇災害復旧事業への支援（農地、農業用施設等）

津波被災農地をほ場の大区画化により復旧する地区や農業用施設の復旧に当たり高度な技術を必要とする工事等を県営事業として実施しました。

また、農地及び農業用施設等の被災状況調査や災害査定設計書作成に係る支援を行いました。

- ・ 県営事業対象地区 津波被災農地 7地区（5地区事業採択）
農業用施設復旧 71地区（発注済63地区、完了19地区）
- ・ 災害査定設計書作成支援 2市町

◇災害復旧事業への支援（公共土木施設等）

「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」に基づき、市町村からの要請に応じ、市町村所管施設の災害復旧工事の代行を行いました。

- ・ 相馬市所管の公共土木施設災害復旧事業（市道大州松川線）の代行

◇復興公営住宅の整備

長期避難者等の生活拠点整備に向け、避難市町村等の意向を踏まえ、県営復興公営住宅の整備に着手しました。

- ・ 県営復興公営住宅500戸の整備に着手（いわき市、郡山市、会津若松市）

【再掲】

◇JR常磐線復旧に向けた連携

JR常磐線の復旧に向けて、平成24年7月9日から新地町に県職員を駐在させて移設ルートの用地取得に取り組んでいます。

◇農林水産物の出荷制限解除に向けた連携

農産物に係る出荷等制限品目の解除に向けて市町村等と連携して解除計画を策定するとともに、モニタリング検査等を実施しました。

- ・ 米 7市町村、8地区
- ・ 園芸品目 6品目、3市
- ・ 水産物 2品目

◇復興交付金事業の実施等への支援

市町村が復興交付金で施行する「防災集団移転促進事業」、「被災市街地復興土地区画整理事業」及び「造成宅地滑動崩落緊急対策事業」の採択支援や技術的助言を行いました。

- ・ 防災集団移転促進事業：5市町59地区大臣同意
- ・ 被災市街地復興土地区画整理事業：7地区都市計画決定（5地区事業認可）
- ・ 造成宅地滑動崩落緊急対策事業：12市町村17地区で事業採択

◇埋蔵文化財発掘、文化財救援活動事業

復興事業に対応する発掘調査体制を強化するため文化財専門職員の配置の見直しと増員を図るとともに、市町村からの要請に応じ、埋蔵文化財調査の支援を行いました。

また、警戒区域内に所在する市町資料館に保存されている文化財の救援活動を行いました。

- ・ 専門職員配置 H24 配置数 10人（H23年度比6人増）
H25 配置数 18人（H24年度比8人増）
- ・ 警戒区域内の被災した資料館から1,222箱の文化財を一時保管施設（旧相馬女子高等学校）へ搬入

(3) 権限移譲の推進

◇オーダーメイド権限移譲

住民に身近な市町村が主体的に地域づくりに取り組むことができるよう、市町村の自主性を尊重した「オーダーメイド権限移譲」に取り組みました。

（H25新たに移譲を行った主なもの）

- ・ 採石法（1市 15事務）
- ・ 火薬類取締法（1市 59事務）
- ・ 電気工事等の業務の適正化に関する法律（1市 34事務）
- ・ 墓地・埋葬等に関する法律（1町 4事務）
- ・ 農業協同組合法（1市 17事務） 等

(4) 市町村サポート体制の強化

◇市町村における人材育成

市町村職員の資質向上に資するため「うつくしま、ふくしま相互人事交流要綱」に基づく人事交流や「福島県市町村職員の実務研修に関する要綱」に基づき市町村からの実務研修生を受け入れました。

- ・ 人事交流 7人、実務研修生 8人

◇県出先機関における支援体制の整備（相双保健福祉事務所いわき出張所）

双葉郡等からいわき市へ避難している住民の健康・福祉サービスに係るニーズに対応するため、相双保健福祉事務所いわき出張所を新設し、避難住民に係る健康・福祉業務を担い、関係市町村を支援する体制を整備しました。

◇県出先機関における支援体制の整備（富岡土木事務所）

避難市町村のニーズに対応するとともに、公共土木施設等の復旧・復興事業を着実に実施するため富岡土木事務所の組織体制の強化を図りました。

- ・ 広野町への仮移転
- ・ 「復旧・復興課」の新設

《今後の取組の方向性》

- 市町村の計画策定、事業執行に当たっては、引き続き、それぞれの状況に応じた適切な支援を行います。
- 市町村への権限移譲については、個別の説明や相談対応を丁寧に行うとともに、移譲後も必要に応じた支援を行います。
- 市町村サポート体制の強化については、市町村における人材の育成や広域連携に取り組む市町村に対する支援等を行うとともに、県出先機関における支援体制の整備に取り組んでいきます。

4 市町村の財政運営に対する支援

(1) 復興財源の確保

◇震災復興特別交付税等の確保

復興財源の確保のため、平成24年度震災復興特別交付税の算定や市町村復興支援交付金の活用など、市町村への助言等の支援を行いました。

また、市町村の復興財源の確保を図るため、国に対する提案・要望を行いました。

- ・ 平成24年度震災復興特別交付税交付額（市町村分） 553億円

◇復興交付金の拡充、新たな交付金の創設

復興交付金については、本県全域で幅広く活用することができるよう制度運用の弾力化や対象事業の拡大とともに、十分な交付金予算を確保することをあらゆる機会を通じ国に対して要望しました。

- ・ 復興交付金 5,918 億円（国の H25 当初予算計上額）
- ・ 福島独自の新たな交付金の創設（国の H25 当初予算に計上）【再掲】
福島定住等緊急支援交付金（100 億円）
長期避難者生活拠点形成交付金（503 億円）

(2) 原子力損害賠償の円滑な請求

◇原子力損害賠償の円滑な請求に向けた支援

市町村の賠償請求等を円滑に進めるため、県の賠償請求の考え方等の周知を図るとともに、団体間の情報共有が図られるよう支援を行いました。

- ・ 市町村担当者説明会（H24. 6. 14）
- ・ 地方公共団体損害賠償説明会（H24. 12. 25）
- ・ 地方公共団体の賠償請求に係る Q&A 及び請求様式等の作成並びに請求状況の取りまとめ

(3) 財政健全性の確保

◇市町村の財政運営への助言等

市町村の財政健全性の確保のため、市町村の財政運営に対する助言等を行うとともに、市町村が自主的に行う財政計画の策定等への助言を行いました。

（平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率等の状況）

- ・ 実質赤字比率、連結赤字比率は該当団体なし。
- ・ 実質公債費比率、将来比率は全て早期健全化基準を下回っている。
- ・ 資金不足比率は 3 つの公営企業会計で経営健全化比率（20%）以上となったが、震災の影響等による一時的なものであり、平成 24 年度決算において解消予定。

（平成 24 年度財政計画策定団体）

- ・ 9 団体

《今後の取組の方向性》

- 市町村の復興財源の確保等について引き続き国に対して要望を行います。
- 市町村が円滑に原子力損害賠償を行うことができるよう必要な支援を行います。
- 市町村の財政健全性の確保のため、必要な助言を行います。

IV その他の取組

1 分かりやすく積極的な情報の発信

◇あらゆる媒体を活用した積極的な広報の実施

ホームページ、県広報誌、新聞及びラジオ・テレビを活用した広報事業を積極的に実施するとともに、新たにフェイスブック、原発避難者特例法に基づき県内外に避難した人々に電子回覧板での広報を開始しました。

(主な内容)

- ・ フェイスブック いいね！獲得数 約 20,000 人（公式都道府県フェイスブックで最多）
- ・ 「ふくしまからはじめよう。ゆめだより」を4回から6回に発行増。
発行回数 年6回（1回 700,000部）
- ・ 全国放送番組による本県の「魅力」と「今」の発信 6番組 11回放送
- ・ ふくしまで強く美しく生きる女性を紹介 全国紙 月1回他
- ・ 電子回覧板配付台数 約16,000台（8市町村）

◇本県の復興・再生に向けた取組等の情報発信

福島県東日本大震災復旧・復興本部会議及びこれを再編した新生ふくしま復興推進本部会議において、復興の取組等に関する情報を発信したほか、福島県復興再生特別措置法及びそれに基づく基本方針、計画、施策について積極的に情報発信しました。

また、復興の状況をデータなどにより分かりやすくお知らせするため、「ふくしま復興のあゆみ」を作成し、公表しました。

- ・ 福島県東日本大震災復旧・復興本部会議（～3/10） 12回開催
- ・ 新生ふくしま復興推進本部会議（3/11～） 2回開催
- ・ 特措法等に関する県ホームページ、パンフレットによる情報発信（随時）
- ・ 市町村を対象とした説明会の実施 10/29～11/1、県内7地域、約150人参加
- ・ 「ふくしま復興のあゆみ」発行 2回

◇県民生活の安全・安心の確保等に向けた情報の発信

① 福島県放射能測定マップの公開

空間線量率等の測定結果をホームページに掲載し情報発信しています。

- ・ 平成24年度放射能測定地点 25,051地点

② 農林水産物のモニタリング検査、米の全量全袋検査の状況の公表

ふくしまの恵み農産物安全管理システム（ふくしまの恵み安全・安心推進事業：見える化）において、米の全量全袋検査結果や園芸品目の自主検査情報等をインターネットで提供するとともに農林水産物の緊急時モニタリング情報を県が運営する専用WEB「ふくしま 新発売。」で提供しました。

- ・ 平成24年度モニタリング検査件数 61,531点

③ 放射線教育の推進

「放射線等に関する指導資料」を作成し、県内小中学校の教育課程に放射線等に関する指導を位置付けました。また、教員自身が正しい理解の下指導できるよう放射線教育に関する研修の機会を設けました。

④ 犯罪被害防止対策等

仮設住宅における犯罪被害防止のため、仮設住宅の訪問や広報チラシの配布等広報活動を行いました。また、防犯教室、防犯講話の開催や各種相談窓口の設置などの避難者支援事業について県のホームページに掲載し、情報発信しました。

⑤ 説明会やフォーラム、セミナー等の開催

- ・ 食品と放射能に関する説明会等 49 回開催、2,269 人参加（国・市町村との共催等）
- ・ 除染の推進に向けた地域対話フォーラム 5 回開催、延べ 450 人参加
- ・ よろず健康相談（ワークショップ） 83 回開催
- ・ 小児甲状腺がん、妊産婦向けセミナー等 9 回開催

◇県内外避難者への定期的な情報提供、情報発信

県内外の避難者に対して、県内市町村等の情報を提供するとともに、「地域情報紙」やブログなどにより復興に向けた取組や生活支援、交流会等の情報を発信しました。

- ・ 地域情報紙の発行 6 回（H24.8 創刊）、全国の交流拠点等 1,616 箇所へ送付
- ・ ブログ 更新回数 192 回、総アクセス数 293,428 件（H25.3.28 現在）

◇風評被害払拭に向けた取組

① 観光や県産品、農林水産物の風評被害払拭に向けた PR 広報等の実施

観光に係る風評払拭に向け、県内観光地の放射線量や食の検査体制等本県に関する正確な情報発信を行うとともに、県内観光施設や温泉、特産品、食、「八重のふるさと福島県」など本県観光の魅力について発信しました。

また、風評により低下した県産品、農林水産物のイメージ回復を図るため、トップセールス等の販売促進活動やメディア発信、広報チラシ作成、知名度のあるトップシェフ等との連携など効果的かつ戦略的プロモーションを展開しました。

- ・ 県産品情報誌 4 回発行、雑誌ダンチャー誌 10～12 月号、BS ジャパン「百年の町なみ」など

② 県産農林水産物の風評被害払拭に向けた首都圏の自治体等と連携

県産農林水産物の風評被害対策として、首都圏の仲卸業者や小売店を対象とした現地視察研修会を開催し、放射性物質検査体制の説明や検査施設の視察、生産者との意見交換等を行いました。

◇国際会議等を活用した世界への情報発信

「原子力安全に関する福島閣僚会議」をはじめとする国際会議等の参加者に対し、パネル展示や視察などを行うことにより、本県の復興に取り組む姿を世界に発信しました。

- ・ 原子力安全に関する福島閣僚会議（H24. 12）
- ・ 在外福島県人会サミット（H25. 2） 等

《今後の取組の方向性》

- 引き続き本県の復興に向けた取組や県民の安全・安心に関わる情報等について様々な媒体を活用し、正確に分かりやすく情報発信します。
- 引き続き県内外避難者のニーズに応じたきめ細かな情報発信に取り組めます。

2 継続的な行財政改革への取組

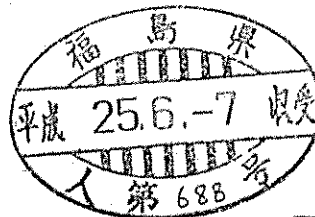
公社等外郭団体の見直しや県立病院の見直し、ファシリティマネジメントなど個別の行財政改革の課題については、それぞれの計画の中で目標や期間を明確にし、適切に進行管理を行いながら継続的に取り組んでいます。

25 行推第 1 号

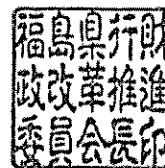
平成 25 年 6 月 7 日



福島県行財政改革推進本部長
福島県知事 佐藤 雄平 様



福島県行財政改革推進委員会
会長 横道 清孝



行財政改革の推進に関する助言について

このたび、県から提示された「復興・再生に向けた行財政運営方針」の取組状況については、当委員会での助言等を踏まえ、復興・再生の着実な推進に向け、財源の確保、執行体制の強化、市町村との連携強化など積極的な取組を進めており、適当であると評価できます。

なお、復興・再生に向けてより県民の視点に立った実効性のある行財政運営を進める観点から、当委員会設置要綱第 2 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり助言します。

記

- 1 復興・再生を着実に推進していくため、引き続き必要な財源の確保に取り組むとともに、増大する復興・再生事業を適切に進行管理していくことが求められる。
- 2 復興・再生業務を適切に執行するため、引き続き必要な人員の確保に取り組む一方、職員一人一人の高い意識を維持するとともに、メンタルケアを含めた健康管理にも十分留意していくことが求められる。
- 3 市町村の執行体制の強化に向け、人的支援の一層の拡充を図るとともに、復興・再生を加速させていく上で必要な住民サービスを担う人材の確保等について、市町村と連携しながら取り組んでいくことが求められる。
- 4 復興・再生に向けた課題に的確に対応するために必要な財源措置や人員確保、住民の帰還に向けた制度等について、国への働き掛けを強化していくことが求められる。
- 5 福島県の復興・再生に向けた取組について、あらゆる機会を通じて、全国に向けて積極的に情報発信していくことが求められる。